

平成23年度 関西広域連合 新商品調達認定制度 募集案内

(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県)

制度概要

関西産業の発展をけん引する技術力、アイデア、意欲のある中小企業を関西全体で応援するため、関西広域連合と滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県の6府県が新商品を生産する事業者を認定し、随意契約で率先購入に努める制度です。

認定を受けると……

- 広域連合と6府県の機関が、通常の競争入札制度によらない随意契約で新商品を購入できるようになります。
- 広域連合と6府県が、新商品をPRします。

※ 本制度は、地方自治法の規定による認定制度で、認定商品の購入を約束するものではありません。

1 募集する新商品

※下記の「テーマⅠ」、「テーマⅡ」のいずれかと、「対象の新商品」に該当するもの

テーマⅠ

防災関連の新商品

【Ⅰ】地震や風水害などの災害時の利用を想定した特徴を有し、その特徴が災害時に有効に機能する商品

テーマⅡ

省エネ・節電関連の新商品

【Ⅱ】類似の機能を有する他の商品との比較で使用時のエネルギー消費量が少なく、省エネ・節電に効果のある商品

【共通】活用されている技術、アイデアに類似の商品にない新規性、成長性があり、市場拡大が見込まれるもので、関西産業の発展に寄与すると認められる商品

※災害で想定される課題と商品による解決策を中心に商品の機能など、テーマに適合しているポイントを申請書に記載してください。
また、説明の根拠となる技術説明書、試験成績書などの書面、評価の参考となる認定（例：業界の自主基準、府県の認定）の書面などをあわせて提出してください。

※類似の機能を有する他の商品との比較で使用時のエネルギー消費量が少なく、省エネ・節電に効果があるなど、テーマに適合しているポイントを具体的な数値、計算式で申請書に記載してください。
また、説明の根拠となる技術説明書、試験成績書などの書面、評価の参考となる認定（例：環境ラベル、業界の自主基準、府県の環境技術認定）の書面などをあわせて提出してください。

対象の新商品

対象の新商品は、中小企業者（※）が生産する次のすべての事項を満たす新商品です。
また、申請は1事業者につき、1つの新商品に限ります。

※中小企業者：詳しくは、次頁の「2 対象の中小企業者」をご覧ください。

- (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3第1項第1号及び第2号で定める新商品。
 - ①既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、既存の商品とは別個のものと認められるもの。
 - ②技術の高度化や経営の能率の向上、住民生活の利便の増進に寄与するもの。
- (2) 上記のテーマⅠまたはⅡのいずれかに該当するもので、機能等を客観的な根拠により説明できるもの。
- (3) 広域連合と6府県の機関が直接購入できる物品であるもの。（食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品並びに物品でないサービスや技術の提供及び工事又は製造の請負を除く。）
- (4) 広域連合と6府県の機関において、用途が見込まれるもの。
- (5) 申請の時点で商品の販売を開始してから概ね5年以内で、販売実績が少ないもの。
- (6) 特許権等の権利に関する問題が生じないもの。
- (7) JIS規格など品質及び安全性に関する基準に合致しているもの。
- (8) 既に本事業において、認定又は認定しない旨の通知を受けたものでないもの。

2 対象の中小企業者

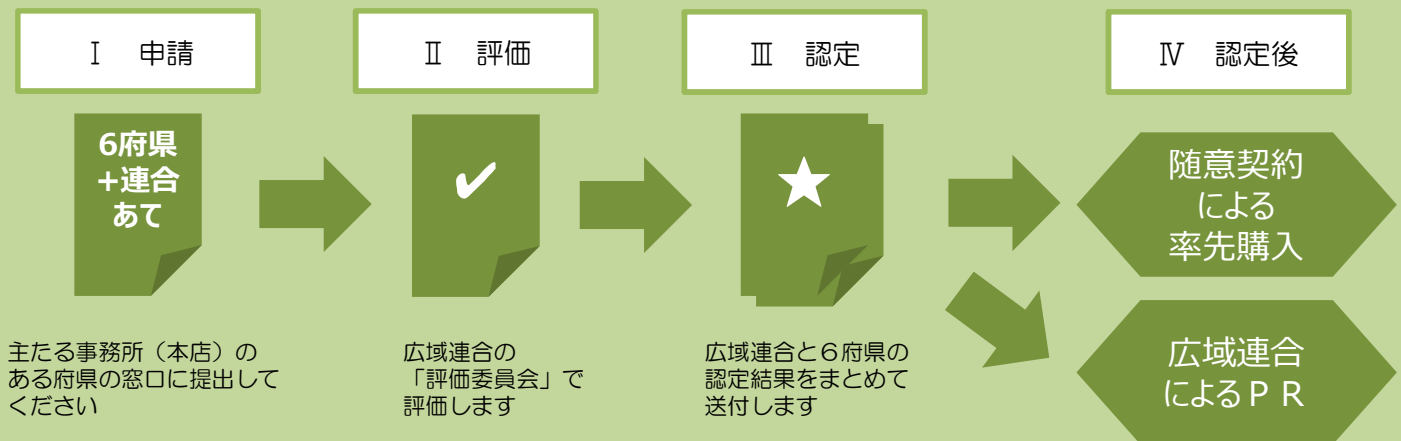
対象の中小企業者は、次のすべての事項を満たす事業者です。

- (1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者であること。
 - ※ 主たる事業により基準が異なります。製造業に属する事業を主たる事業として営まれている事業者の場合は、資本金の額（又は出資の総額）が3億円以下の会社、または、常時使用する従業員の数が300人以下の会社、個人が該当します。他の分野の場合などは、お問い合わせください。
- (2) 6府県の区域内に主たる事務所（会社の場合は本店として登記された事務所）を有する者であること。
- (3) 新商品の生産をする者であること。
 - ※ 新商品を生産する事業者を対象としていますので、商品の生産を行わない事業者（販売代理店など）や開発・設計を行わず単に製造のみを請負う事業者は、対象となりません。

3 認定の流れ

認定の流れはおおむね次のとおりです。

- 申請書は、事業者の主たる事務所（会社の場合は本店）の所在する府県の窓口へ提出してください。
- 受付された申請書は、広域連合及び6府県あての申請として、評価、認定の一連の手続きを広域連合で一括して行いますので、他の府県や広域連合へ、改めて申請を行っていただく必要はありません。



4 認定の手続き

I 申請

- 受付期間……平成23年12月2日（金曜日）から **平成24年1月16日（月曜日）まで**（ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く）
受付時間：午前9時30分から**午後5時まで**
- 申請方法……申請書類、添付書類（※詳細は次ページ「申請書類、添付書類」欄をご覧ください）を最終ページの **お問い合わせ・申請書類提出先** へ提出してください。
※ 郵送でお送りいただくこともできます。（受付期間中に必着）

- ※ 提出された申請書類、添付書類は返却しません。
- ※ 申請は1事業者につき、1つの新商品に限ります。
- ※ 郵送で提出された場合など、内容確認のため、窓口から連絡をさせていただくことがあります。
- ※ 申請書類、添付書類に記載された個人情報は、この事業にのみ使用し、その他の目的に使用することはありません。

申請書類・添付書類

- ① 申請書（様式第1号）……1部
- ② 実施計画（様式第2号）……1部
- ③ 登記事項証明書（法人のみ）……受付期間中に交付を受けた 原本1部
- ④ 直近2事業年度の決算書及び事業報告（ない場合は経営状況及び事業内容を記載した書類）……1部
- ⑤ 府県税の納税証明書（未納のない証明書）……受付期間中に交付を受けた 原本1部
- ⑥ 新商品に関する資料（技術説明書、試験成績書、認定書など）……1部
- ⑦ 新商品の概要がわかるパンフレット 等……13部

※ ①、②の様式は、広域連合のホームページからダウンロードすることができます。
(<http://www.kouiki-kansai.jp/contents.php?id=118>)

※ 申請書類は、日本語で作成し、A4版で提出してください。

※ ②は書面に加え、電子データでも提出してください。また、「新商品の写真」1枚を電子データで提出してください。

II 評価

- 専門家などで構成する評価委員会で認定基準（※）を満たしているか評価します。
- 必要がある場合は、面接による評価を実施することがあります。面接を実施する場合は、対象者にご連絡いたします。

※認定基準

- ①実施計画が「1 募集する新商品」「2 対象の中小企業者」のすべての事項を満たしていること。
- ②新商品の生産の実施方法並びに生産に必要な資金の額及びその調達方法が適切であること。
- ③実施計画が関係法令に違反しない又は違反する恐れがないこと。
- ④実施計画が公序良俗に反しない又は反する恐れがないこと。
- ⑤事業者が暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

III 認定

- 評価の結果、認定基準を満たしていることが認められた事業者は、広域連合長、6府県の知事が認定します。
- 結果は、文書により通知します。通知の時期は、平成24年3月頃を予定しています。
- 認定された事業者名、新商品名及び内容等を広域連合のホームページで公表します。
- 認定期間は通知をした日から2年間です。
- 認定した新商品の品質等について広域連合及び6府県が保証するものではありません。

IV 認定後

- 広域連合及び6府県の機関は、認定事業者が生産する新商品の購入・活用に努めます。
(認定自体が新商品の購入を約束するものではありません。)
- この制度により、広域連合及び6府県の機関が新商品を随意契約する場合は、契約状況等を公表します。
- 広域連合及び6府県は、認定事業者が生産する新商品の広報を行います。
- 認定後に実施計画の変更がある場合など、進捗状況等について定期的に報告が必要です。

5 その他

■府県のグリーン購入方針について

- 6府県では、「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）の規定に基づき、環境物品等の調達方針（グリーン調達方針、環境配慮型製品調達方針など）を作成し、適合した物品等を購入することとしています。この方針は、年度ごとに府県の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して作成され、府県ごとに独自に定めています。
- 本制度で認定された新商品についても、実際に府県と契約を締結されるときに、各府県の方針に適合していることが求められます。方針に適合していない場合は、契約できないことも考えられますので、契約を想定されている府県の方針を事前に確認しておかれることをお勧めします。

■使途の見込みについて

- 使途見込が想定されない場合は認定の対象とはなりません。
- 直接購入できる物品であっても、使用にあたって設置工事などが必要な商品などは、商品を購入した後に設置のみを別に発注する契約例がないことから、使途見込が想定されないことがあります。また、同様の理由で、工事部材（塗料、資材、配管材）などの物品は、各府県の機関が直接工事などを施工する例がありませんことから、使途見込が想定されないことがあります。

■その他

- 広域連合、6府県及び評価委員会は、本制度において認定した事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わず、これを負いません。
- 特許権、意匠権、商標権、著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性などに関する責任は、認定を受けた当該事業者が負うものとし、法令違反等不正な行為があった場合には、認定を取り消す場合があります。

【お問合わせ・申請書類提出先】

主たる事務所（会社の場合は本店）の所在する府県が「お問合わせ・申請書類提出先」となります。



滋賀県

商工観光労働部 商工政策課

〒520-8577

大津市京町4丁目1番1号 県庁東館3階

電話：077-528-3712 FAX：077-528-4870

電子メール：fa00@pref.shiga.lg.jp



京都府

商工労働観光部 ものづくり振興課

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 府庁2号館3階

電話：075-414-4851 FAX：075-414-4842

電子メール：monozukuri@pref.kyoto.lg.jp



大阪府

商工労働部 商工振興室 経営支援課

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 咲洲庁舎25階

電話：06-6210-9493 FAX：06-6210-9504

電子メール：shokoshinko-g18@sbox.pref.osaka.lg.jp



兵庫県

産業労働部 産業振興局 新産業情報課

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 県庁1号館6階

電話：078-362-9189 FAX：078-362-4466

電子メール：shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp



和歌山県

商工観光労働部 企業政策局 企業振興課

〒640-8585

和歌山市小松原通1丁目1 県庁本館2階

電話：073-441-2760 FAX：073-424-1199

電子メール：e0610001@pref.wakayama.lg.jp



徳島県

商工労働部 地域経済課

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地 県庁5階

電話：088-621-2147 FAX：088-621-2897

電子メール：chiikikeizaika@pref.tokushima.lg.jp

【制度についてのお問合わせ先】

関西広域連合 広域産業振興局 新商品調達認定制度課

電話：06-6210-9493 FAX：06-6210-9504 電子メール：sangyo@kouiki-kansai.jp

関西広域連合ホームページ：<http://www.kouiki-kansai.jp/>